

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第4回 渋谷パブリック法律事務所

弁護士法人渋谷パブリック法律事務所所長 河合 繁昭 (57 期)

渋谷パブリック法律事務所（渋谷パブ）は、他の各パブリック事務所とは異なり、法科大学院における臨床法教育を主たる目的として設立されました。法科大学院を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、これまでの渋谷パブの歩み、そしてこれからについて、報告いたします。

1 渋谷パブのこれまで

渋谷パブは、その名の通り渋谷区にある國學院大学法科大学院の一画にあります。そして、「法科大学院教育における臨床法教育の実践」を設立の趣旨に掲げ、國學院大学、明治学院大学、東海大学、獨協大学という4つの大学の法科大学院（LS）と提携して、リーガルクリニック（LC）という授業を提供してきました。法律相談センターも併設されています。

LCは、4大学LSの最終学年の前期に、学生2～3名を1チームとして渋谷パブの弁護士が担当し、原則週1回2時間全15回の授業を行います。授業内容は弁護修習をイメージしていただけるとわかりやすいと思いますが、依頼者の同意が得られた事件について、学生が打合せ、接見または各種法的手続に同席し、あるいは法情報や事実を調査し書面を起案する等、可能な限り弁護士として活動するものです。受講者数次第で複数のチームを担当する弁護士もあり、また事件によって授業時間や日時が変動することに加え、法的手続への学生の参加に限界があること等から、所属弁護士は期日の調整に苦労しています。特に最後の点については、法曹三者における検討課題だと考えます。

以上のようなLCにおいて、学生達はそれまで学んだ机上の理論を実践する機会を得るとともに、実務及び専門職としての倫理などを、実際に自分で経験して学ぶことができます。

8月の最終金曜日に行う最終報告会では、4大学LSの受講生全員、指導担当弁護士、そして各LSの教員の先生方にもご参加いただき、学生の事件処理について報告と質疑応答が行われます。こうしたプレゼンテーションの機会を通じて、多様な意見や視点に触

れ、更に他大学の学生や教員の先生方と交流できることは、渋谷パブLCの特色です。また、報告会後の懇親会で学生に感想を聞くと、座学の内容が具体的に理解できた、勉強に対するモチベーションがとても高まった、といったコメントばかりで、指導した側としては数か月間の苦労が一気に報われた気持ちになります。

上記LC以外にも、渋谷パブは模擬裁判や演習等の授業を担当しており、ほぼ1年中、学生との交流が絶えることはありません。その他、法テラススタッフ弁護士の養成、他職経験者の受入、弁護士任官される方々のお手伝い等、LS以外でも広く法曹養成に関与していますが、やはりLCの実践という特色があることから、赴任先の法科大学院で法曹養成に関わった弁護士や、あえて渋谷パブで臨床法教育に携わりたいとご指名いただいた他職経験の裁判官、弁護士任官後もLCにご協力いただいている裁判官、等々、LCを中心に様々なご縁ができているのは、渋谷パブの貴重な財産です。

2 渋谷パブのこれから

ご承知のように、昨今法科大学院についてはいわゆる統廃合の動きが急であり、残念ながら提携4大学のうち、3大学までが学生の募集停止という事態に陥ってしまいました。しかし渋谷パブは、東京弁護士会による臨床法教育の実践の場としての意義を保つべく、昨年度以降、諸先輩方々のお力をお借りして、これまでお付き合いのなかったLSにLCを提供する試みを始めています。また、國學院大学LSとの共催による身近な法律問題についての講演会の実施等、新たな試みを始めています。

今年は事務所設立10周年に当たります。そこで、毎年11月に行っている公開模擬裁判を、10周年記念行事として開催いたします。詳細は近日中に発表させていただきますので、LSや臨床法教育にご興味のある会員の皆様のご参加をお待ちしています。

東京弁護士会による臨床法教育の実践の灯を絶やさぬよう、渋谷パブ所員一同これからも努力していく所存です。